

# 賛成(11)

# 討論

# 反対(1)

## 井上護議員

一時金カットというのは政府与党が求めていたものであり、政治的圧力に屈した今回の勧告は、人事院の在り方から見ても過去に例のない前倒し減額勧告は認めることができません。

第2に、これまで夏の一時金には、勧告が間に合わないため年末一時金で水準調整が行われる仕組みになっていたルールを無視したものであります。

公務員の夏のボーナスはその年の7月までの1年間の民間給与実態調査に基づく人事院勧告で決められています。人事院はこのルールを破り4月に臨時調査を実施しています。しかも、通常では1万1千企業を対面調査するのに、今回は2700社、24.5%を対象に郵送調査しただけと指摘されています。サンプル数が少なく、

## 眞崎萬次議員

今の現状につきましては、皆さんもご承知のとおりアメリカ発のリーマンショックに端を発しました世界同時不況により、日本経済も大きな影響を受けております。企業の収益の悪化によるリストラ・大幅な大量解雇・賃金カット、更には新卒の内定取り消しなど非常に厳しい状況になっております。

VS

しかもボーナスを決定した企業は1割しかない。調査がずさんだとただすと、人事院の谷総裁は全体を反映したかと言えそうではないと認めています。皆さんの調査による勧告の影響をうける労働者が600万人にのぼる上、民間の一時金引き下げの口実に使われれば極めて重大になります。

深刻な景気悪化の中、家計を応援し内需を拡大しなければならぬ時に、特別給削減は経済にマイナスの影響を及ぼすと思われまます。政府は今、経済対策と言って新たに15兆円の補正予算を組もうとしております。このような時に、一時金削減を行うことは、消費低迷と景気の悪循環を加速させることになりません。このような条例改正には私は納得いきません。私は反対したいと思ひます。

そういう国民の生活が非常に厳しい状況にあるという中で、今回提案されました議会議員及び特別職、公務員の期末手当及び勤勉手当を暫定的に引き下げることについては、先ほど井上議員が言われた諸問題もあるうかと思われますが、現状を踏まえますと、可決せざるを得ないだろうと考えております。よって賛成いたします。

# ふるさと納税ってなあに？

**「ふるさと寄附(納税)制度」は、平成20年度の「地方税法」の改正により、新たに創設された制度です。**

出身地や共感する自治体に寄附を行った場合に、寄附金のうち5千円を超える部分について、住所地の自治体に納める個人住民税額のおおむね1割を上限として、所得税と住民税をあわせて税額を控除するものです。

※寄附金控除の対象となる寄附の金額は、「ふるさと寄附」以外の寄附とあわせて、総所得金額の30%が限度額となります。